第

575

뮥



リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 5月 8日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

[△]みなし相続財産ってなあに?

○ :相続税のかかる財産に「みなし相続財 産」と呼ばれるものがあるそうですが、どの ような財産なのでしょうか。

A:みなし相続財産とは、被相続人の本来 の財産ではないのですが、実質的に本来の財 産と同様の経済的効果があるものについて、 課税の公平を図る見地から、相続税法により 課税財産としているものです。

みなし相続財産とされるものには次のよう なものがありす。

- (1)生命保険金等 被相続人の死亡により支払われる生命保険 契約の保険金等
- (2)死亡退職金等 被相続人に支給されるべきであった退職手 当金や功労金で相続後に支払われるもの
- (3)生命保険契約に関する権利 被相続人が保険料を負担し、被相続人以外 の者が契約者になっていたもので、まだ保 険事故が発生していないもの
- (4)定期金に関する権利 被相続人が掛金を負担していた郵便年金契 約等で、まだ給付事由が発生していないも
- (5)保証期間付定期金に関する権利 被相続人が掛金や保険料を負担し、かつ、 支給を受けていた定期金給付契約にもとづ いて、被相続人の死亡後遺族が受ける一時 金や定期金









KIMIYO.